

医政医発 0602 第 2 号
令和 2 年 6 月 2 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査の更なる検査体制の整備のため、「診療放射線技師及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について」に伴う
臨床検査技師の業務の研修の受講に関する留意事項について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「法」という。）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 46 号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 18 号）により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、検体採取についても、平成 27 年 4 月 1 日から臨床検査技師において実施できることとされた。また、法及びこれに伴って発出された「診療放射線技師及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について」（平成 27 年医政医発 0331 第 2 号）で、平成 27 年 4 月 1 日において、現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないとしており、各自判断により受講することとしているところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査については、医師が必要と認める場合に確実に実施されることが重要であり、この件数の増加のため、更なる検査体制の整備が急務となっていることから、この臨床検査技師の指定研修の受講に関する留意事項等を改めて、下記のとおり取りまとめた。

ついては、貴職におかれては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の医療機関、関係機関、関係団体等の施設長に対し、広く周知いただき、施設における指定研修の未受講者に対する受講促進をお願いする。

記

第一 更なる検査体制の整備のための臨床検査技師の指定研修の受講に関する留意事項

- 1 検体採取を行おうとするときには、あらかじめ指定研修を各自判断により受講することとしているが、今般の新型コロナウイルス感染症が発生している状況に鑑み、今後、他の流行性感染症を含む、さらなる感染拡大に対応する検査体制の強化のため、普段従事する業務において検体採取を行う予定がない臨床検査技師においても、特段の理由がある場合を除き、全ての臨床検査技師において、予め指定研修を受講されたい。
- 2 平成 27 年 1 月より開始された指定研修について、検査センターや医育機関等の従事者、検体採取を担当業務として行わない者等、個別理由により受講していない臨床検査技師（以下「未受講者」という。）への受講促進のため、医療機関、関係機関、関係団体等の施設長においては、該当者の確認を行うとともに、未受講者が早期に受講するよう調整いただきたい。

第二 臨床検査技師における業務の研修に関する留意事項

指定研修については、日本臨床衛生検査技師会においてとりまとめられており、受講対象となる者の修了割合の増加に伴い、開催規模の縮小が予定されている。開催スケジュールについては、当該団体情報より参考とされたい。

<研修実施団体>

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

ホームページ URL //www.jamt.or.jp/

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

第三 新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査体制拡充のための特例的措置について

- 1 指定研修については、鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する内容の他、皮膚表在組織病変部や肛門等からの検体採取及び味覚嗅覚検査についても研修項目としているところであるが、受講修了者は現在 6 万人弱に留まり、未受講者が相当数いるものと推測される。

このことから、PCR検査体制の早急な確保のため、当該研修の未受講者を対象として、臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修（以下「新型コロナ診断のた

めの検体採取に関する研修」という。)を都道府県等において別途企画いただきたく、別添のとおり、「臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修の実施について」(令和2年6月2日付け厚生労働省医政局医事課・健康局結核感染症課事務連絡)を発出している。

2 新型コロナ診断のための検体採取に関する研修は、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取のみを行うことを想定した研修であり、オンラインによる研修終了後、検体採取の実技研修を都道府県等ごとに定める場所において行うことで、指定研修を受講していない臨床検査技師においても当該行為の実施を可能とするための研修である。

なお、都道府県等における当該研修の実施に際しては、各都道府県臨床(衛生)検査技師会における協力が得られることとなっている。

3 本研修は新型コロナウイルス感染症の感染拡大への体制強化のため、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修であるため、上記2に基づいて、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後に検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。